

平成29年度 議会報告・懇談会実施計画書

1 開催趣旨

市議会において、民意を反映した議決が必要であることはもちろん、議会議決に至るまでの審議経過をより分かりやすく市民に情報公開することは、議会活動の根幹ともいえるべき大切な取組である。

議会報告・懇談会は、重要案件の審議経過、議決結果や議会活動など、議会運営に関するあらゆる情報を直接、市民に報告する場であり、同時に議会活動に対する意見や提言などを直接、市民から聴取する機会である。

市民から信頼される議会、市民生活に必要とされる議会の実現をめざし、その権能を高めていくためにも、議会報告・懇談会は貴重な意見交流の場である。

議会報告・懇談会で提案のあった市民の意見等については、予算案や条例案等の審議の中で議会の意見として政策提言し、同時に意思決定機関である議会は、行政機関の執行を監視し、常に議会の立場でチェックしていくことも重要な責務である。

議会報告・懇談会は「市民参加型議会」を実現していくうえで基本となる重要な機会であり、この成果は、多様な民意を市政に反映できる「政策提案型議会」の実現へと必ず連動するものと確信している。

三次市議会は、三次市議会基本条例第7条の規定に基づき、「議会報告・懇談会」を昨年度に引き続いて開催する。

なお、議会報告・懇談会を開催するに当たり、次の4項目を基本的な考え方とする。

- (1) 議会報告・懇談会は、議会がもつあらゆる情報を直接市民に提供し、情報を共有することにより、市民の市政運営に対する関心をより高め、市民参加による議会運営をめざすものである。
- (2) 議会報告・懇談会は、市民の知る権利を保障するものであり、議会の議決は、住民理解が得られるものでなければならないことから、議決の結果だけでなく、審議の経過についても議会としての説明責任を果たす場である。
- (3) 議員活動や議会運営に対する市民の意見や批判、提言などを直接聴取し、政策提言に反映していくことにより、市民生活に役立つ議会づくりをめざそうとするものである。
- (4) 議員は一部の地域や職域を代表するのではなく、より広い見地から物事の可否を判断することが必要であり、市全体の代表者として議員自らの知識を高める場である。

ただし、これまでの10年間の経過、課題を整理するために、今年度は従来型を一部見直し、地域の団体・サークル等に出かけ、テーマを設定しての意見交換を行う「出張型意見交換会」を主軸とした平成29年度方針を基に実施する。

2 平成29年度の方針の確認

平成29年1月17日の全員協議会で確認していただいた平成29年度の方針（出張型意見交換会の推進）に基づき、今年度の議会報告・懇談会を実施する。

(1) 出張型意見交換会

ア 地域の老人クラブや民生委員会等の年間行事へ出張

住民自治組織総会前に広報広聴常任委員を中心に、今年度の方針を説明し、各種団体の行事スケジュールに組み込んでもらう。

イ 住民自治組織役員との意見交換

地域課題をテーマとして開催

ウ 常任委員会が所管する各種団体との意見交換（常任委員会の取組）

既に取り組まれている内容に「PDCA」を追加（課題解消に向けた取組等を報告）

エ 高校生との意見交換会

(2) 従来型議会報告・懇談会（昼間・夜間）

ア オープン型の意見交換

市街地のショッピングセンター等で休日を利用した開催

イ 各住民自治組織単位での意見交換

3 経過報告

広報広聴常任委員が、4月下旬から5月上旬にかけて各住民自治組織に今年度の実施方針に基づき、出張型の推進や従来型の課題等について説明し、各組織の都合の良い開催方法を選択していただくよう依頼した。

【出張型意見交換会】（5月23日現在の申込・調整分）

(1) 青河自治振興会

日 時：7月10日（月） 19時～

内 容：代表者会議にて意見交換会を開催する（予定）

(2) 吉舎町自治振興連合会

日 時：10月20日（金） 10時～

内 容：生涯学習講座「楽生塾」にて「議会・議員の活動について」のパワーポイントで説明後、参加者と意見交換を行う。

(3) 高校生との意見交換

ア 三次青陵高等学校

日 時：6月5日（月）14：20～15：10（50分間）

内 容：「議会・議員の活動について」をパワーポイントで説明後、高校生との意見交換を予定

出席者：2年生（80人）

対 応：広報広聴常任委員会

イ 三次高等学校

日 時：7月下旬（18日～20日）に実施予定

内 容：学校行事として開催される地域研究課題発表会に参加し、議会代表が発表に対し講評する予定

出席者：2年生（200人）

対 応：全議員案内予定

ウ 日彰館高等学校 日時，内容，出席者：調整中

4 協議事項（班構成・開催日程・担当会場）

(1) 班構成 【別紙】

ア 従来どおり，4班編成とし，議会運営委員会及び各常任委員会の正副委員長を正副班長とする。

イ 班員は，各常任委員会で割り振りを決め，6月6日（火）までに事務局へ報告する。

(2) 開催日程・担当会場

A～D班抽選により，①，②，③，④に決定し，次のとおり担当する。

青河自治振興会	担当班：（ ① A 班）
吉舎町自治振興連合会	担当班：（ ② C 班）
注）今後の申し込みあった場合	③，④が順番で担当する。

（申合事項）

① 上記の意見交換会に参加した班は，開催数1（従来は5もしくは6会場を担当）とカウントする。

② 8月までに出張型意見交換会の申込があった場合は，上記2会場の担当以外の③，④班の順で対応する。

③ 従来型の開催を希望する住民自治組織には，8月に日程のアンケートをとり，日程等を固め，その日程により，各班の担当会場を決めていく。

④ 従来型の開催については，10月頃再度，全員協議会等で説明する。

⑤ その他，各種団体から直接開催依頼があった場合は，依頼された議員と広報広聴常任委員会正副委員長と協議のうえ，取組内容を決定する。

（例：昨年吉舎八幡女性会）